

訪問看護料金 (医療保険)

訪問看護利用料はそれぞれの保険の種類に応じた負担割合となります。(下記料金の1~3割負担です) 医療保険料は法定利用料に基づく金額です。法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させて頂くこととなりますのでご了承ください。なお、改定料金は別途書面でお知らせいたします。

【医療保険での訪問看護を利用できる人】

主治医が訪問看護の必要を認めた方

- 1 介護保険の対象でない (非該当) 方
- 2 介護保険対象者のうち、厚生労働大臣が定める疾病や、がん末期、急性増悪期 (一時的に頻回の訪問看護が必要な旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合) の方

【基本利用料金】

基本利用料		1割の方	2割の方	3割の方
訪問看護基本療養費 (I) (1日につき)				
イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による場合 (ハを除く。)				
週3回まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 (月1回)	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
訪問看護基本療養費 (II) (1日につき) (同一建物居住者)				
イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による場合 (ハを除く。)				
週3回まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4回目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 (月1回)	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
訪問看護基本療養費 (III)				
外泊中の訪問看護	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費 (I)				
週3日目まで 30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日目まで 30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
週4日目以降 30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降 30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費 (IV)				
外泊中の訪問看護	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費 (1日につき)				
1 月の初日				
イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,400円	940円	1,880円	2,820円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,400円	840円	1,680円	2,520円
ニ イからハまで以外の場合	7,400円	740円	1,480円	2,220円
2 月の2日目以降の訪問の場合	2,980円	298円	596円	894円
夜間・早朝・深夜加算				
夜間(18:00~22:00)	2,100円	210円	420円	630円
早朝(6:00~8:00)	2,100円	210円	420円	630円
深夜(22:00~6:00)	4,200円	420円	840円	1,260円

長時間訪問看護加算（週 1 日） （15 歳未満の超重症児又は準超重症児の場合、別に厚生大臣が定める者にあつては週 3 回） ※特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書による訪問	5,200 円	520 円	1,040 円	1,350 円
難病等複数回訪問看護加算 訪問 2 回/日 訪問 3 回以上/日	4,500 円 8,000 円	450 円 800 円	900 円 1,600 円	1,350 円 2,400 円
複数名訪問看護加算（必要時） イ 看護職員が他の看護師と（准看護師を除く） 1 / 週 ロ 看護職員が他の准看護師と 1 / 週 ハ 看護職員が看護補助者と 3 / 週 （別に厚生労働大臣が定める場合を除く） ニ 看護職員が看護補助者と （別に厚生大臣が定める場合に限る）3/週 1 日 1 回 1 日 2 回 1 日 3 回以上	4,500 円 3,800 円 3,000 円 3,000 円 6,000 円 10,000 円	450 円 380 円 300 円 300 円 600 円 1,000 円	900 円 760 円 600 円 600 円 1,200 円 2,000 円	1,350 円 1,140 円 900 円 900 円 1,800 円 3,000 円
複数名精神訪問看護加算（必要時） イ 看護職員が他の看護師等と（准看護師を除く） 1 日 1 回 1 日 2 回 1 日 3 回以上 ロ 看護職員が他の准看護師と 1 日 1 回 1 日 2 回 1 日 3 回以上 ハ看護職員が看護補助者と 1 / 週	4,500 円 9,000 円 14,500 円 3,800 円 7,600 円 12,400 円 3,000 円	450 円 900 円 1,450 円 380 円 760 円 1,240 円 300 円	900 円 1,800 円 2,900 円 760 円 1,520 円 2,480 円 600 円	1,350 円 2,700 円 4,350 円 1,140 円 2,280 円 3,720 円 900 円
緊急時訪問看護加算 ※在宅診療医の指示により訪問	2,650 円	265 円	530 円	795 円
乳幼児加算（6 歳未満）（1 日 1 回）	1,500 円		300 円	

訪問看護管理療養費の加算		1 割の方	2 割の方	3 割の方
24 時間対応体制加算（月 1 回）	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
特別管理加算 I（月 1 回）	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算 II（月 1 回） ※厚生労働大臣が定める状態にある者	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算（特別管理加算の方）	+2,000 円	+200 円	+400 円	+600 円
退院支援指導加算（退院当日の訪問）	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月 2 回）	2,000 円	200 円	400 円	600 円
在宅患者連携指導加算（月 1 回）	3,000 円	300 円	600 円	900 円
看護・介護職員連携強化加算（月 1 回）	2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別地域訪問看護加算（ステーションの所在地からご利用者様の居宅までの移動が 1 時間以上、かつ別に厚生労働大臣が定める地域に所在するご利用者様）			所定額の 100 分の 50 に相当する額	

訪問看護情報提供療養費				
1 訪問看護情報提供療養費 1 （別に厚生大臣が定める疾病等の利用者。当該市町村等からの求めに応じて）	1,500 円	150 円	300 円	450 円
2 訪問看護情報提供療養費 2 （当該義務教育諸学校の求めに応じて）	1,500 円	150 円	300 円	450 円
3 訪問看護情報提供療養費 3 （保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院、入所する場合。ただし特別な関係を除く。）	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ターミナルケア療養費				
1 訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
2 訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	1,000 円	3,000 円
※死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 回以上実施かつ支援体制について説明した上で実施した場合				

【交通費】（保険対象外）

当ステーションから、ご利用者様の居宅までの距離により以下の交通費を訪問の都度いただきます。
なお、ガソリン小売価格が著しい変動が生じた場合は予告の上、料金変更する場合がございます。

ステーションからの距離	直線 8 Km 未満	1回 155円
	直線 8 Km 以上	1回 310円

【その他保険適用外料金】

用 件	料 金
・吸引器レンタル 緊急時使用するため （常時必要と判断された場合はレンタルか購入していただきますようお願いいたします。） ・エンゼルケア	1回 1,000円 / 1ヶ月以内 10,000円
・介護用品等の実費・・・オムツ・使い捨て手袋・ガーゼ衛生材料等・お薬 BOX 等	

*なお「訪問看護指示書」の交付により文書料として自己負担が発生します。

***県障害手帳（1～3級）**をお持ちの方は療養費分からの現物給付が実施されています。それに伴い訪問看護**1日毎に250円**の自己負担料金と交通費を請求させていただきます。

***その他受給者証等**をお持ちの方、**労災保険等**をお使いの方は、お申し出くださいますようお願いいたします。